様式第１号（第４条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　**太枠内を記入ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **肥後民家村一時使用許可申請書** 令和 年 　　月　　日　 | 担当 |
| 団 体 名 |  | 住　　所 |  |
| 代 表 者 |  | 電話番号 |  |
| 連帯保証人 |  | 電話番号 |  |
| 使 用 日 時 | 自 令和　　年　　月　　日（　　）　　 　　 時 から至 令和　　年　　月　　日（　　）　　 　　 時 まで |
| 使 用 目 的 |  | 人　数 |  |
| 使 用 施 設 | 旧河野家住宅　　・　　旧山野家住宅　　・　　野外ステージ旧布施家１階住宅　　・　　その他（　　　　　　　　　　） |
|  上記のとおり使用したいので、申請します。 　　　　 和水町長　tyoutyo2　 様 |
|  |
| **肥後民家村一時使用許可書** |
| 使用団体名 |  | 代表者 |  |
| 使用日時 | 自 令和　　年　　月　　日（　　）　　 　　 時 から至 令和　　年　　月　　日（　　）　　 　　 時 まで |
| 使 用 施 設 | 旧河野家住宅　　・　　旧山野家住宅　　・　　野外ステージ旧布施家１階住宅　　・　　その他（　　　　　　　　　　） |
| 使用料金 |  |
| 使用条件 | 1. 使用料は肥後民家村の設置及び管理に関する条例第１０条に基づき支払うものとする。
2. 本活動に要する経費は、使用者負担とする。
3. 使用者が持ち込んだ備品類は、すべて簡易に移動可能な状態で設置し、使用者の責任により自己保管するものとする。
4. 使用者は常に善良なる管理者の注意をもって使用財産の維持保存をしなければならない。特に、使用財産はもちろん、使用財産周辺の美化清掃についても配慮すること。
5. 使用者は使用財産を他の者に転貸してはならない。
6. 町において使用財産を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は使用者が許可条件に違反したときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがあり、町はその取消し又は変更によって生じた損失を補償しない。
7. 使用者は使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、自己の負担において町の指定する期限までに使用財産を現状に回復して返還しなければならない。ただし、町において承認したときはこの限りでない。
8. 使用者は自己の責に帰すべき事由により使用財産の全部又は一部を減失若しくはき損したとき、又はこの許可証に定める義務を履行しないため町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 |
|  上記のとおり使用を許可します。  令和 年 月 日 和 水 町 長　　tyoutyo2 　　  |